

後発医薬品の使用体制に関するお知らせ

- ◆当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者様の負担を軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しております。

「後発医薬品とは」

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品より安価で、同等の有効成分・効能効果をもつお薬のことです。

- ◆医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- ◆医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際は患者様にご説明いたします。

令和8年6月1日
総合病院 伊達赤十字病院
病院長